

平成23年8月26日

各位

## 破産手続開始決定のお知らせ

破産者 株式会社S F コーポレーション  
破産管財人 弁護士 鈴木 銀治郎

この度、株式会社S F コーポレーション（旧三和ファイナンス株式会社、平成20年10月に商号変更）は、平成23年8月26日午後5時、東京地方裁判所民事第20部において破産手続開始決定を受けました（破産手続開始決定の内容は添付のとおりです。）。

これにより、株式会社S F コーポレーションの破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、破産管財人に選任された当職に専属することとなりました。

破産債権者の皆様に対する破産手続に関するご連絡の発送は、現在準備作業中であり、本年10月上旬を予定しております。ただし、発送時期は前後することもありますので、ご了承ください。

また、破産手続の進行等につきましては、このホームページにおいて逐次報告する予定です。

破産会社に関する連絡、破産手続の進行等に関するお問い合わせは、下記カスタマーセンターまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。下記カスタマーセンター以外では、お問い合わせに対応いたしかねますので、ご了承ください。

### 記

（電話連絡先）

株式会社S F コーポレーション

破産管財人執務室 新横浜カスタマーセンター

T E L : 045-477-3710

受付時間：10時～16時（土日祝日を除く）

平成23年（フ）第12270号

## 決 定

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号7階  
債務者（破産者） 株式会社S F コーポレーション  
代表者代表取締役 日置 真

## 主 文

債務者株式会社S F コーポレーションについて破産手続を開始する。

## 理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。  
よって、主文のとおり決定する。  
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

### 記

- 1 破産管財人 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-14 臼井ビル7階  
株式会社S F コーポレーション破産管財人執務室  
弁護士 鈴木銀治郎
- 2 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日

平成24年3月5日午後1時30分

平成23年8月26日午後5時

東京地方裁判所民事第20部